

平成 28 年度第 2 回管理濃度等検討会の検討結果について

平成 29 年 1 月 10 日（火） 13 : 30~15 : 30
経済産業省別館 1 階 104 各省庁共用会議室

1 平成 28 年度第 1 回検討会での検討結果について【報告】

2 個別物質の管理濃度等の検討

①「三酸化ニアンチモン」に関する管理濃度、測定方法及び局所排気装置の性能要件について

三酸化ニアンチモンが特定化学物質（管理第 2 類物質、特別管理物質）に追加される方向であることから、管理濃度等について検討した。

（１）管理濃度

日本産業衛生学会の許容濃度を踏まえ、アンチモンとして $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ とすることが適当とされた。

（２）測定方法

リスク評価における標準測定分析法を踏まえ、次のとおりとすることが適当とされた。

- ・ 試料採取方法：ろ過捕集方法
- ・ 分析方法：原子吸光分析方法

（３）局所排気装置の性能要件・稼働要件

抑制濃度により設定することとし、管理濃度と同じ、アンチモンとして $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ とすることが適当とされた。

②「マンガン及びその化合物」に関する管理濃度、測定方法及び局所排気装置の性能要件について

平成 28 年度第 1 回検討会に引き続き、「マンガン及びその化合物」に関する管理濃度、測定方法及び局所排気装置の性能要件について検討を行った。粒径に応じて有害性の異なる金属類の扱い、マンガン及びその化合物の管理濃度を定めるに当たっての論点等について検討を行い、次回以降引き続き検討することとされた。